

平成29年第11回宮古島市農業委員会総会議事日程

1) 会議の日時 平成29年10月25日 水曜日 13時30分
会議の場所 上野庁舎 1階大会議室

2) 出席状況 委員数 16名

3) 議決の事項

日程第1 議事録署名員の指名について

3番 野崎達男 4番 玉元正助

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(利用権貸借)

日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(所有権移転)

日程第5 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第6 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第7 議案第6号 非農地証明交付申請の承認について

日程第8 議案第7号 土地改良法第52条第8項の規定による土地改良事業本換地計画に対する
同意について (伊良部横嶺地区)

日程第9 その他

平成29年第11回宮古島市農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成29年10月25日 金曜日 13時30分から15時56分
2. 開催場所 上野庁舎 1階大会議室
3. 出席委員 (16人) 委員数 (17人)
4. 欠席委員 (1人)

議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	出席
1	砂川 栄徳		○	11	喜屋武 隆		○
2	久保 弘美		○	12	奥浜 健		○
3	野崎 達男		○	13	田名 和彦		○
4	玉元 正助		○	14	仲里 敏夫		○
5	荷川取 広明		○	15	仲里 長造		○
6	國仲 和男		○	16	砂川 明寛		欠
7	長濱 国博	職務代理	○	17	芳山 辰巳	会長	○
8	川満 里志		○				
9	松岡 日出雄		○				
10	砂川 寛裕		○				

5. 議事録署名委員

議長 芳山 辰巳
3番委員 野崎 達男 4番委員 玉元 正助

6. 職務のために出席した者の氏名

局長 下地 明 次長 上地 寿男 農地係長 川満 邦弘
農政係長 下地 一史 主任主事 伊良部 哉 主任主事 上原 みち子

開 会 13時30分
閉 会 15時56分

7. 会議の概要

平成29年10月25日

開会：13：30

議長 ただ今から、平成29年第11回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は16名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則第11条により総会は成立しております。本日、1名欠席の旨通知がありましたのでご報告いたします。

議長 それでは、日程第1議事録署名人及び会議書記の指名ですが、宮古島市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名人を、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、3番野崎達男委員、4番玉元正助委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の伊良部哉氏を指名いたします。

議長 それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は5件でございます。
まず、受付番号1番から5番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号1番から5番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号1番から5番までは、議案書7ページから11ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

1番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、上野小学校向け、千代田ハイツを約100メートル過ぎて左折、約200メートル進んだところに位置しており、4筆を1区画として使用しています。以前は畑として使用していたようですが、長年放置されたことにより樹木が生い茂り休耕地状態でした。現在は重機等で伐開中で、整地後は耕起し作物が植えられる状況になりつつあります。申請人はさとうきび栽培の規模拡大を図る予定です。

14番委員 受付番号2番・3番について、現地調査の結果を報告いたします。
2番の申請地は、川満集落内、点滅信号から北へ約150メートルの三叉路を東へ約70メートル進んだ北側に位置しています。申請人は農業生産法人でもあり、農業経営や技術面でも問題ないと思います。

3番の申請地は、与那覇地区防災センター（旧与那覇公民館）から西へ約70メートルの三叉路を南へ約250メートル進んだ右側に位置しています。申請人は高齢の兄から譲渡を受け、

今後さとうきび栽培を頑張っていきたいとのことです。

伊良部2区 受付番号4番・5番について、現地調査の結果を報告いたします。
推進委員 4番と5番の申請地は関連していますので、一括して説明します。申請地は、平良下里、山中自動車整備工場北東約300メートルにあるアパートに隣接しています。低層木が生い茂っていました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

7番委員 受付番号4番・5番についてですが、申請人は78歳で高齢ながら農業経営の開始となっています。申請事由に果樹作・養鶏・山羊牧場とありますが、もう少し補足説明をお願いします。

11番委員 同じく受付番号4番・5番についてですが、調査書10ページ・11ページをご覧ください。第2項第7号の欄に、4番については「果樹栽培」を行うとあり周辺農地も同様の作物であるという説明から、果樹栽培の行われている地区であろうと推測されます。しかし、5番については「山羊牧場」を行う予定で、周辺農地も同様の作物であるというのはおかしな説明です。こちらも補足説明をお願いします。

事務局 お答えします。
申請人が78歳で高齢ということですが、40代くらいの娘夫婦が同居しておりますが、娘婿にあたる方がすぐに農業を始められる状況ではないため、義母である申請人が取得し、将来譲渡していく予定であるとのこと。果樹栽培とありますが、主にパパイヤになります。この農地を取得するにあたり下限面積が足りておりませんが、実際は届出をせずすでに道路を挟んだ隣地にマンゴーハウスを借りておりましたので、今回所有権移転の際に不足分についても利用権設定をするよう指導しました。また「山羊牧場」とありますが、実際に隣に山羊舎あり山羊が飼育されておりました。その場所は残土置き場のようになっていましたので、きちんと整地して農地として利用できる状態にするよう指導しました。その後整地されていることを確認しましたので今回の申請に至った次第です。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）」受付番号1番から5番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）について」を議題としますが、1番：砂川栄徳委員、4番：玉元正助委員、伊良部1区：長嶺吉和推進委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いします。関係議案の終了後に入室・着席をお願いします。
また、私に関する事項もあるため、同様に一時退席いたします。宮古島市農業委員会規定第5条第1項により、一時退席中の議事進行を、会長職務代理者の7番：長濱国博委員にお願いします。

議長 休憩します。

議長代行 再開します。

議長代行 それでは、改めまして、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は5件でございます。まず、受付番号6番から10番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号6番から10番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号6番から10番までは、議案書12ページから16ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長代行 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

4番委員 受付番号6番から9番について、現地調査の結果を報告いたします。

6番・7番の申請地は関連しますので、一括して説明します。申請地は東小学校南側、住宅地の道路を隔てて墓地団地がありその道向かいに位置します。2筆に分かれていますが一区画として利用しています。現在は遊休農地化していますが、以前は牧草地として使用されていた形跡がありました。申請人はヤギ生産を目的とした生産法人で、今後はヤギ用の採草地として使用する予定です。

8番の申請地は、伊良部牧山展望台近くの鉄塔から直線距離約600メートルに位置し、現在はさとうきびが植えられていました。周辺農地もさとうきび畑でした。

9番の申請地は、宮古島市営体育館近くの前福多目的広場から植物園向け坂を下っていくと、ゆるやかなカーブにさしかかります。そのカーブ左手小道を入った左側に位置し、現地調査の際は椿の木が植えられていました。申請書にはキビ作とありますが、椿油採取用の椿も栽培する予定とのことです。

伊良部2区 受付番号10番について、現地調査の結果を報告いたします。

推進委員 申請地は、先に説明した受付番号4番・5番に隣接しており、事務局からの説明のあったマンゴーハウスです。

議長代行 ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長代行 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）」受付番号6番から10番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長代行 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

では、1番委員、4番委員、伊良部1区推進委員、芳山会長の入室・着席を認めます。議長を芳山会長に代わります。

休憩します。

14:21

14:22

議長 再開します。

議長 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は5件でございます。

まず、受付番号11番から15番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号11番から15番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号11番から15番までは、議案書17ページから21ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号11番から15番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

日程第2議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

次に日程第3議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は4件でございます。

まず、受付番号1番から4番までの説明をいたします。

【議案第2号、受付番号1番から4番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

1番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在は、千代田ゴルフカントリークラブ南側交差点を野原集落向け約150メートル、東向け約100メートルに位置し、現在は今期収穫予定のさとうきびが植えられていました。

申請人は農業機械等も揃っておりさとうきび栽培の規模拡大を図る予定です。

7番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、伊良部大橋から伊良部高校向け、宮古島まもる君が立っている交差点を過ぎた伊良部地区のたばこ共同乾燥施設近くの土地改良区ウエバル地区の一面に位置します。4、5年間ほど放置されておりましたが、申請人が借り受けて耕作するというので現在はさとうきびが植えられていました。ハーベスターのオペレーターもしており意欲ある担い手です。

14番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
こちらは議案第3号番号6番と関連します。
農地の所在は、東急ホテル西側にある宿泊施設「マレア」から海岸沿い向け約1.3キロメートル右側に位置し、現在は今期収穫予定のさとうきびが植えられていました。申請人は以前に農業委員の経験もあり、農業に大変精通した担い手です。

15番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、宮古特別支援学校から狩俣集落向け約500メートル左手に位置し、現在はマンゴーハウスが建っています。申請人はマンゴー栽培に大変興味があり、これまで父親のマンゴーハウスの手伝いをしていましたが、今回祖父からハウスを借り受けてマンゴー栽培を開始するということです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第4議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画（所有権移転）は6件でございます。

まず、受付番号1番から6番までの朗読説明をいたします。

【議案第3号、受付番号1番から6番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

1番委員 受付番号1番から2番について、現地調査の結果を報告いたします。

1番の農地の所在は、砂川小学校から平良向け約250メートル、東向け約100メートルに位置し、現在は整地され牧草を植える準備として牛糞等が運び込まれていました。申請人は畜産農家で約50頭飼育しています。今回農地を取得して規模拡大を図る予定です。

2番の農地の所在は、上野小学校から平良向け約1キロメートル左手にある豊原団地北側約100メートルに位置し、3筆を1区画として使用しており葉たばこ植え付けのため整地されてきました。申請人は今後も葉たばこ中心に頑張っていきたいということです。

7番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、佐良浜漁港から伊良部向け、坂を上ると国仲線、通称「佐和田線」に分かれる
三叉路があり、そこから佐和田集落向け約150メートルに道路を挟んで左右に位置します。
いずれもさとうきびが植えられていました。

8番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、保良公民館北側500メートルに位置し、現地調査時は苗用のさとうきびが植
えられていました。申請地は面積も小さく、来春に向けての苗床ということでした。申請人は
原料員をしており、ハーベスターも所有し地区を代表する農家です。

12番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、砂川小学校北側約400メートルに位置し、申請人の所有地の一面になります。
土地改良も済んでいます。申請地は小さい面積で、以前から申請人が借り受けて耕作してい
ましたが、今回所有権移転することになりました。現在は葉たばこ収穫後で、調査時は碎土中
でした。

14番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、議案第2号番号3番と関連します。東急ホテル西側の宿泊施設「マレア」から
海岸沿い道路約1キロメートル右手に位置し、調査時はカボチャの植え付け準備中でした。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づ
く農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長 休憩します。

休憩 14:45

再開 14:56

議長 再開します。

議長 次に、日程第5議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」
を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第4条第1項の規程による許可申請は2件でございます。
まず、受付番号1番から2番までの説明をいたします。

【議案第4号、受付番号1番から2番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、議案書の許可基準適合表のとおり農地法第4条第2項各号及び農地法
施行規則第47条各号の要件を満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から現地調査結果ならびに説明をお願いします。

7番委員 現地調査の状況の前に現地調査の結果を発表いたします。今総会に付託される許可申請の現場調査を平成29年10月12日に行いました。調査員は11番喜屋武隆委員、7番私、長濱国博と野崎前会長、事務局から、上地寿男次長、川満邦弘係長、上原みち子主任主事、宮古農林水産振興センターより宜保裕主任の7人で行いました。

始めに10時から10時15分まで事務局にて調査内容の説明を受け、4条2件、5条3件、非農地証明7件、計12件の現地調査を10時30分から15時まで行い、15時15分から15時30分まで調査内容の整理を行いました。調査の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告します。それでは、4条申請、5条申請、非農地証明願の順に説明いたします。

それでは、受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地はマックスバリュ南店南西約300メートルの基盤整備地区内に位置しており、農地の広がりあり、宅地の広がりなし。農地の区分、農用地区域内の農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いします。

7番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は下地棚根集落内に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり。農地の区分、10ha以上の一団の農地に囲まれた集落接続の第1種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第5議案第4号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、日程第6議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条第1項の規程による許可申請は3件でございます。

まず、受付番号1番から3番までの説明をいたします。

【議案第5号、受付番号1番から3番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、議案書の許可基準適合表のとおり農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から現地調査結果ならびに説明をお願いします。

7番委員 それでは、受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は久松地区、松原集落内に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。
農地の区分、宅地等に囲まれた連たんの第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いします。

7番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は宮古空港東側、ニッポンレンタカー営業所に隣接しており、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、原野、宅地等に囲まれた10ha未満の連たん近接の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明をお願いします。

7番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は社会福祉協議会平良支部近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地等に囲まれた連たんの第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

いですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第6議案第5号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、日程第7議案第6号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の非農地証明願は7件でございます。
まず、受付番号1番から7番までの説明をいたします。
【議案第6号、受付番号1番から7番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

1 1 番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、伊良部長山港から伊良部地区に向かい約1キロメートルの道路沿いに位置し、道路から2メートル程の段差がある窪地で、農地としての利用は困難であると思われることから非農地相当であると判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

1 1 番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、伊良部製糖工場の東側約200メートルに位置し、原野等に囲まれており、農地としての利用は困難であると思われることから非農地相当であると判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

1 1 番委員 受付番号3番・4番について、同じ場所ですので一括して現地調査の結果を報告いたします。申請地は、佐良浜中学校の南西約300メートルに位置し、原野等に囲まれており、農地としての利用は困難であると思われることから非農地相当であると判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号3番・4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

1 1 番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。申請地は、池間大橋の池間側売店北側に位置し、申請地を含む一帯は原野化しており、農地としての利用は困難であると思われることから非農地相当であると判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

1 1 番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。申請地は、城辺友利地区のイムギャービーチに隣接しており、申請地を含む一帯は観光地化が進み農地としての利用は困難であると思われることから、非農地相当であると判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

1 1 番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。申請地は、太陽が釜からドイツ村へ向け約200メートルに位置し、原野に隣接しており原野

化が進んでいるため農地としての利用は困難であると思われることから、非農地相当であると判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第7議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第8議案第7号「土地改良法第52条第8項の規定による土地改良事業本換地計画に対する同意について」を議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします

農村整備課 「土地改良法第52条第8項の規定による伊良部横嶺地区土地改良事業本換地計画について」をご説明いたします。

【議案第7号、朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上で、議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

7番委員 換地率96パーセント、非常に素晴らしい換地率ですね。清算金が200万円余ということですが、清算期間の目処として予定を教えてください。分担金については迅速に行なわれているようですが、清算金についてはなかなか対応が遅いようですので、この問題について質したいと思います。

農村整備課 来年3月に法務局へ計画書の申請し、それから換地の登記申請をします。その後、4月頃から清算業務が始まります。何年までという期間設定は難しいですが、徴収した分から順次支払っていくことになります。

7番委員 私がお聞きしたいのは、なぜ清算業務が全く進まないのかということです。分担金については、農薬や肥料の補助関係で市からの制約もあり、現状としてきちんと執行されています。清算業務が進まない理由をお答えください。

農村整備課 換地をする場合、それぞれ基準となる面積がありますが、そのとおりに配分できない場合、面積にプラスマイナスが発生します。その調整については、今回の事案である横嶺地区では「お金で清算する」ことで決定しました。権利者会議を開催する前に地主会を開催し、清算額については示してあります。換地計画書上の予定としましては、1年の内に清算事務ができればと思っています。地主会での手応えとして、計画通りに運ぶのではないかと思います。

7番委員 清算金の意味は理解しています。現在、宮古島市において未清算の地区はどれくらいあるのか把握していますか。非常に多いと思います。と言うのも、15年以上前の換地済みの地区が今あがってきており、面積が増えた農家は問題ありませんが、面積が減った農家にとって10年という年月は大きな損失を被っています。市は分担金については積極的に業務をこなしていますが、清算金は滞ったままの現状です。それを目の当たりにしているからこそ、この問題を強く

指摘しているわけです。どちらにも不利益を生じさせないようにするのが担当課の責任ではありませんか。きちんと期間を決めて業務を遂行しなければ、土地改良事業をすすめても農家の負担になるだけだと思います。期間内に清算金を払わない場合差し押さえするくらいの強硬手段も必要であると考えます。再度説明を求めます。

農村整備課 清算金につきましては、今後市としましても今回の横嶺地区も含め、長濱委員のご意見も踏まえて努力していきたいと思います。

7番委員 土地改良事業は素晴らしい事業だと思いますので、今後農家の方々から未清算金の件で相談が寄せられることのないように頑張ってくださいと思います。

もう一点質問させていただきます。土地改良以降、農業用施設を建設するには何年経過すれば可能になるか教えてください。

農村整備課 農業用施設については、工事中の時点から工事後の一時利用計画の申請を受け付けます。申請されたものについては、工事完了直後から建設は可能となります。

7番委員 私は通りがけずっと見ておりますが、この横嶺の土地改良地区にはすでに建物があります。このことを把握せずに、「本換地しますよ」というのはおかしい話だと思います。まず換地する前に、全て取り払った状態にしてから、本換地計画の同意を求めべきではありませんか。再度説明を求めます。

農村整備課 長濱委員がおっしゃっている建物というのは、コンテナの事だと思いますが、一時利用指定しており、すぐに移動できる施設ですので利用許可しています。

7番委員 建物を移動させた上で同意書は提出すべきだと何度も申し上げています。コンテナは移動可能なので利用許可したということですが、総会に諮るうえで、コンテナを移動させたかどうか地主の方に確認しましたか。私が現地を確認した限りでは、砂利も敷かれており農地として利用できない状態でした。その状態のまま本換地に同意した場合、周囲の農家の方々からも意見がでると思いますし、悪い前例を作ることになります。また換地率も下がりがねないと思いますが、再度詳しい説明をお願いします。

農村整備課 確かに、農地として利用することを前提に換地していますので、砂利はきちんと撤去するよう指導いたしますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

7番委員 土地改良事業というのは、農地を優良農地にすることであり、意味のある事業にさせていただきたいと思います。コンテナの件については、砂利も含めて撤去した証拠写真を添付して事後報告してもらいたいのですが、議長はどう思いますか。

議長 この件については、現場写真を添付して後日報告してください。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

1番委員 集団化率について伺いたいと思います。従前の農地をまとめて集団化することが集団化率になると思います。今回、20ヘクタールの内約62パーセントが集団化率となっておりますが、私が思うに少し低い数字のような気がします。土地改良法では、集団化率の上限はありますか。

農村整備課 まず、活性計画を提出しますが、県の基準では集団化率40パーセント以上が概ね良好となっておりますので、今回の横嶺地区は62パーセントですので高めの集団化率になっていると思います。

1 番委員 ありがとうございます。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 異議なしとのことですので、採決いたします。

議案第 7 号「土地改良法第 5 2 条第 8 項の規定による伊良部横嶺地区土地改良事業本換地計画に対する同意について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第 8 議案第 7 号は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議案・報告の審議は全て終了いたしました。

この際、その他の件について、委員及び推進委員からご発言があれば挙手でお願いいたします。

(委員会規則に基づく発言等)

宮古島市農業委員会会議規則第 2 1 条 (委員の発言)

(発言なしの声あり)

議長 発言がないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、以上をもちまして、平成 2 9 年第 1 1 回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。
ありがとうございます。

閉会 1 5 : 5 6

平成 2 9 年 1 0 月 2 5 日

会 長 芳山 辰巳

3 番委員 野崎 達男

4 番委員 玉元 正助